

# 平成 30 年度「保育現場体験事業」実施要領

## 1 目的

保育士資格を有しながら、保育士として就労していない方や資格取得見込みの方などに保育所等への就業を促すため、保育現場での体験を通して、保育の仕事のやりがいや魅力を正しく理解してもらうことを目的に本事業を実施する。

## 2 実施主体

静岡県・静岡市 保育士・保育所支援センター  
(静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター内)

## 3 対象者

- (1) 保育士有資格者又は幼稚園教諭免許有資格者
- (2) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得見込者

## 4 実施期間 平成 30 年 5 月上旬～平成 31 年 2 月末

## 5 募集期間 平成 30 年 4 月下旬～平成 31 年 2 月中旬

## 6 事業の内容

別表に記載する保育所等（以下、保育所という。）において現場体験を行う。実習の期間は、原則一人当たり 1 回につき 3 日以内（連続した日でなくても可）、1 日 5 時間程度とする。

## 7 参加費

- (1) 参加費は無料。ただし、交通費及び昼食代は希望者の自己負担とする。
- (2) 体験のボランティア行事用保険及び体験に必要な保菌検査料は静岡県・静岡市保育士・保育所支援センター（以下、支援センターという。）が負担する。なお、支援センターで負担する保菌検査料は希望者につき 1 回までとし、有効期間外に実習を実施する場合は、再度希望者の負担により保菌検査を受けるものとする。

## 8 経費の支払い

保育所に対し、現場体験受入れに要する経費の補てんとして、1 日当たり一人につき 2,000 円を支援センターから保育所へ支払う。

## 9 実施方法

### (1) 保育所からの受入承諾書の提出

保育所は受入可能人数、形態、時期及び留意事項を明記した「保育現場体験受入承諾書」（様式 1）を提出する。

### (2) 現場体験希望者の受付

現場体験への参加を希望する者は、「保育現場体験申込書」（様式 2）に必要事項を記入し、支援センターに提出する。

※申し込みは原則体験希望日の2週間前までとする。

(3) 受入れの調整等

支援センターは、「申込書」の記載内容に基づき、希望保育所の中から体験先を調整し、その結果を様式3により保育所に、様式4により希望者に通知する。希望者は、決定した保育所に保菌検査などの注意事項の確認を行い、体験を実施する。

(4) 実施後の報告等

ア 希望者は、現場体験終了時「保育現場体験参加者アンケート」(様式6)に記入し、支援センターに提出する。

イ 当該保育所は、「請求書」(様式5)と「事業所アンケート」(様式7)を記入し支援センターに提出する。

ウ 支援センターは、希望者に対し、保育職場に関する情報提供や就業あっ旋等のフォローアップを行う。

10 問い合わせ先

静岡県・静岡市 保育士・保育所支援センター

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会  
静岡県社会福祉人材センター内

TEL: 054-271-2110 FAX: 054-272-8831